

公 拡 法

公有地の
拡大の推進に関する
法律

の届出・申出制度について

公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）は、地方公共団体等が、道路・公園・学校などの公共施設を整備するために、必要な土地を優先的に取得することによって、地域の秩序ある整備と住みよいまちづくりを進めるために制定されています。



公拡法には2種類の制度があります

■土地有償譲渡届出（公拡法第4条）

土地の所有者が、一定面積以上の土地を有償で譲り渡そうとするときに、契約をする前に届け出る制度。

■土地買取希望申出（公拡法第5条）

自分の土地を買い取ってほしいときに申し出る制度

京 都 市

届出が必要な場合とは？

■5,000 m²以上の市街化区域内の土地を有償で譲渡する場合

■面積が 200 m²以上で、次の土地を有償で譲渡する場合

- * 都市計画で決められた道路、公園、学校などの施設の予定区域内の土地。
- * 高速道路、飛行場、新幹線などの予定区域として、法律の手続きにより定められた区域内の土地。
- * 史跡、名勝、天然記念物の区域内の土地で、公報で公告された土地。
- * 土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業の施行区域、及び住宅街区整備事業の施行区域内に所在する土地。
- * 生産緑地地区の区域内に所在する土地。

など

※次の場合は届出が不要です

- * 国、地方公共団体等へ譲渡する場合。
- * 都市計画法第 29 条の開発許可を受けた開発行為に係る開発区域に含まれる土地を譲渡する場合。
- * 届出・申出をして地方公共団体等が買い取らなかった土地を、届出・申出をした人が、1 年以内に譲渡する場合。

など

買取の申出ができる土地は？

都市計画区域内で、200 m²以上の土地を地方公共団体等に
買い取ってほしいとき

届出・申出する事項は？

- * 譲り渡そうとする相手方（届出のみ）
- * 土地の所在及び面積
- * 土地の地目
- * 所有権以外の権利があるときはその種類及び内容等
- * 建築物等(立木等を含む)があるときは、その構造・面積等及び所有者等の氏名並びに住所等
- * 譲渡予定額又は買取り希望額

◎添付書類＝土地の位置及び形状が分かる図面（住宅地図等）

届出・申出をした後は？

■買取り協議の通知（公拡法第6条）

- *市長は買取り協議を行うかどうかを、届出・申出された方に3週間以内に通知します。
- *買取り協議を行うという通知があつた場合は、地方公共団体等との協議に応じていただくことになります。（土地の買取りは強制ではありませんが、買取りの協議については拒んではいけないことになっています。）

■土地譲渡の制限（公拡法第8条）

届出・申出をしたときは、次の期間その土地を譲渡できません

- *買取りの協議を行うという通知があつた場合は、その日から3週間。（この期間中に協議不成立が明らかになった場合は、そのときまで。）
- *買取りをしないという通知があつた場合は、そのときまで。
- *上記の通知がない場合は、届出・申出をした日から3週間。

公拡法に違反したときは？

次のいずれかに該当すると、50万円以下の過料に処せられる場合があります（公拡法第32条）

- *届出が必要な土地を、届出をしないで有償で譲渡したとき。
- *虚偽の届出をしたとき。
- *譲渡の制限期間内に土地を譲渡したとき。

税法上の特例

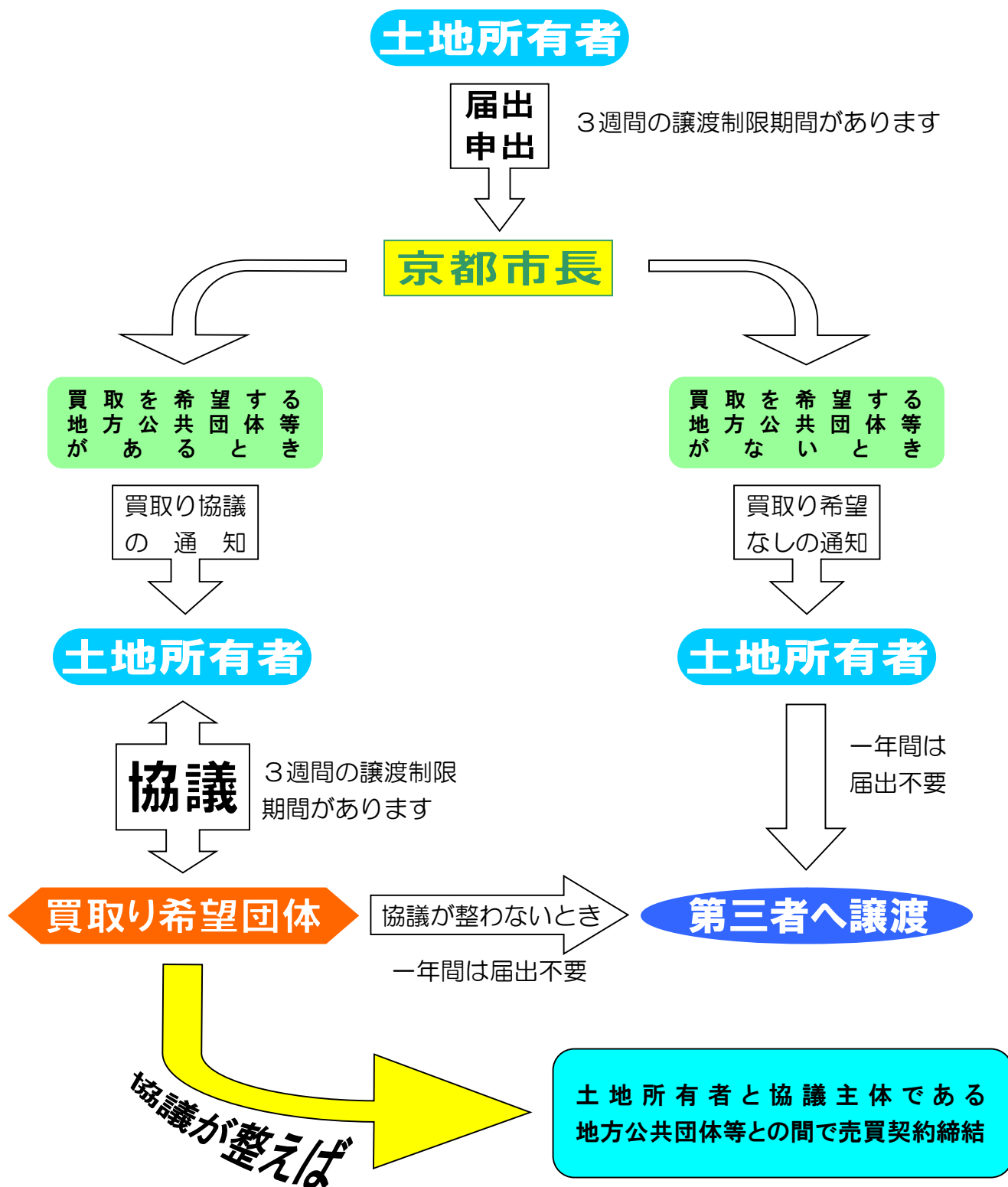
公拡法の届出・申出により、地方公共団体等に土地を売却されたときは、1,500万円の譲渡所得の特別控除が受けられる場合があります。

国土法の届出

下記の面積以上の土地を取得された方（買主）は、契約の日から2週間以内に、国土利用計画法（国土法）の届出が必要です。

国 土 法 の 届出対象面積	市街化区域	2,000㎡以上
	市街化調整区域	5,000㎡以上
	都市計画区域外	10,000㎡以上

公拡法の届出・申出から契約までのながれ



お問合せ先：京都市行財政局管財契約部資産管理課

京都市印刷物第 214542 号

075-222-3490